山本安志法律事務所 新人弁護士募集 (69 期修習生)

1. 募集要項(勤務条件)

採用予定人数 1名勤務地 関内

給料制 年俸についてはお問い合せください。3年後見直し。

刑事事件、法律相談料、他事務所との共同事件は個人収入となります。

• 交通費、活動費 別途支給

保険 東京弁護士会健康保険に各自で加入

• 弁護士会費 各自負担

休暇 週休2日制。夏休み・冬休み・特別休暇あり。

但し、土曜相談に出た時には、代休があります。また、有給休暇は定めてい

ませんが、必要に応じて協議することになっています。

2. 事務所の構成と設備

• 弁護士 8名(経営者弁護士 山本安志(27期)-1名、勤務弁護士-7名)

<勤務弁護士>

若井公志(59期)、和田真美(62期)、村井寛(63期)、土井川哲也(64期)、

満松和憲(65期)、髙木彩子(67期)、細村賢太(68期内定)

事務職員 5名

仕事環境 横浜地方裁判所のすぐ近くの事務所用ビルを賃借(約50坪)。

弁護士執務室には打合せコーナーを併設。弁護士同士の連絡相談できます。 PC16 台、サーバー 1 台、プリンター2 台、FAX1 台を LAN で繋いでいます。

光回線でインターネットに常時接続。

予定表や伝言板などは『サイボウズ』というグループウェアを使っています。

事件管理ソフトを作って、運用しています。

所長は、ホームページ上の掲示板相談、無料電話相談をしています。

• その他 所長と各弁護士、弁護士と事務局、事務局同士が各々の役割を果たし、

協同して事件を処理しています。

3. 事務所のポリシー

- 当事務所は、横浜では中規模の事務所です。
- 当事務所は、大会社を依頼者とする事務所というより、中小企業や個人の方が依頼者の「町医者」 的法律事務所です。
- 事件は的確かつ迅速で、1件1件確実に、また納得できる解決を目指しています。
- 事務所をパソコン等で合理化し、迅速かつ依頼者との連絡を密にするよう努めています。
- 安心して相談や依頼をしてもらえるよう、親切丁寧な対応に努力しております。

4. 希望する人物

- 20歳代後半から30歳代前半までの人
- 社会経験の有無というより庶民感覚のある人
- バイタリティーのある人
- 打たれ強い人(めげなく明るい人)
- パソコンも含め、考えの柔軟な人(素直な人)
- 事務局との調整を上手にできそうな人
- 仕事の速い人
- 体力に自信のある人
- 調べる、聞くことに抵抗のない人(謙虚な人)

5. 取り扱い事件

- 民事、家事、刑事、会社法務、消費者など。
- 民事はいろいろな事件が多い。破産・任意整理。破産管財。交通事故。不動産。消費者事件。 特に破産管財には力を入れている。
- 家事は離婚・相続など、破産事件に次いで多い。
- 刑事・少年は、当番弁護士と国選が主で、たまに私選がある。
- 会社顧問は多くないが、今後増加させていきたい。
- ホームページを利用した宣伝をしているので、種々雑多な事件がある。その中で、受任できる事件を選別受任している。
- 事件1件1件意義はあるが、解決が困難な事件もある。
- 今後も、人から紹介を受ける事件だけでなく、広く事務所の宣伝をして、事件を依頼される事務 所となるよう努力していく。

6. 応募方法

- 応募する方は、必ずエントリーを行い、当事務所の説明資料に目を通してください。
- 69 期修習生で、当事務所に応募される人は、ホームページからエントリーシートをダウンロード し、<u>エントリーシートに履歴書(市販のもの写真付)と司法試験の成績票の写し(短答式、論文式)</u>を添 えて事務所まで郵送で送ってください。

<送付先> 〒231-0021 横浜市中区日本大通 18 KRCビルディング 9 階 山本安志法律事務所 宛

<受付期間> 平成 27 年 12 月~平成 28 年 2 月 12 日 (金)

- 書類選考の上、面接を行う人と遠慮される人については、メールでご連絡します。
- 1次面接予定者には、インターネットで適性検査を受けてもらいます。
- 1次面接は、土曜日に所長の弁護士山本安志がまず行います。
- 何名かが絞れれば、前記面接とは別の日に、2次面接を勤務弁護士、事務局が順次行います。
- 面接の結果の採否は、速やかに連絡します。
- 他の事務所に内定された方は、速やかにご連絡いただきますようお願いします。
- 平成28年2月に行われる横浜弁護士会の就職説明会に出席の予定です。

7. 応募のお願い

- 明るく、さわやかな事務所作りを目指しています。私や他の弁護士や事務局と仲良く、『山本安 志法律事務所』を作っていただける人を希望しています。どうぞよろしくお願いします。
- 過疎地派遣協力事務所でも、弁護士任官支援事務所でもありません。でも、3-4 年後に、そうしたいとの希望があれば、できる協力はします。
- 3-4 年後以降に、独立を希望される人でも、事務所に残られる人でもどちらでもかまいません。 そのときに協議します。
- 但し、事務所を出られる場合は、一年前までには、その旨を明らかにしていただきます。
- 独立について、物的・人的に支援することはしませんが、温かく送り出したいと思っております。